

プレミアム酒々井施設使用料金表

(1時間当たり)

施設名	区分	町内料金 (基本料金)	町外料金 (基本料金の8割増)	入場料千円以上三千円未満 (基本料金の5割増)		入場料三千円以上または 商業宣伝・営業目的 (基本料金の10割増)	
				町内料金	町外料金 (基本料金の8割増)	町内料金	町外料金 (基本料金の8割増)
ホール (楽屋含む)	9時～17時	3,500円	6,300円	5,250円	8,050円	7,000円	9,800円
	17時～21時	4,200円	7,560円	6,300円	9,660円	8,400円	11,760円
ホール<舞台のみ> (準備、練習等)	9時～17時	1,050円	1,890円	1,575円	2,415円	2,100円	2,940円
	17時～21時	1,260円	2,268円	1,890円	2,898円	2,520円	3,528円
楽屋1<洋室> (単独使用時)	9時～17時	200円	360円	300円	460円	400円	560円
	17時～21時	240円	432円	360円	552円	480円	672円
楽屋2<和室> (単独使用時)	9時～17時	200円	360円	300円	460円	400円	560円
	17時～21時	240円	432円	360円	552円	480円	672円
会議室	9時～17時	300円	540円	450円	690円	600円	840円
	17時～21時	360円	648円	540円	828円	720円	1,008円
多目的室	9時～17時	200円	360円	300円	460円	400円	560円
	17時～21時	240円	432円	360円	552円	480円	672円
朗読録音室	9時～17時	200円	360円	300円	460円	400円	560円
	17時～21時	240円	432円	360円	552円	480円	672円

- ※1 使用料金は、申請書の使用時間に対し、上記料金表の該当区分の額を乗じて算出します。
- ※2 町外とは、町民でない方の利用、町内に本社・支社・営業所等がない法人、主な活動を町外で行っている団体です。
- ※3 入場料の額に段階がある場合は、その最高額をもって適応します。
- ※4 商業宣伝・営業目的とは、会社等法人（個人事業主含む）での利用、商品等の販売を目的とした利用、営業活動、授業料等を徴収しての教室などです。
- ※5 舞台のみ使用とは、準備や片づけ又は簡易な練習のため客席を使用せず、舞台だけを単独使用する場合です。
- ※6 準備及び撤収は、申請書の使用時間内で行ってください。なお、使用時間を超過した場合は、上記料金表の該当区分の額に超過した時間数（1時間未満の場合は1時間とみなす）を乗じた額を別に徴収します。また、17時以降は退館時間も考慮してください。

附帯設備使用料

種別	品名	単位	使用料1回につき	設置場所等
舞台装置	松羽目	1式	1,000円	ホール
	金屏風	1双	1,000円	ホール
	めくり台	1台	100円	ホール
	平台	1台	100円	ホール
	演台（花台も含む）	1式	300円	ホール
	司会者台	1台	200円	ホール
	指揮者台	1台	200円	ホール
	指揮者譜面台	1台	200円	ホール
	演奏者譜面台	1台	100円	ホール
	椅子（舞台用）	1脚	60円	ホール
	長机（舞台用）	1台	100円	ホール
	吊看板	1式	100円	ホール
	スクリーン	1式	100円	ホール
	緋毛氈	1枚	100円	ホール
	音響反射板	1式	3,000円	ホール
照明設備	調光装置	1式	1,500円	ホール
	ホリゾントライト	1列	1,000円	ホール
	フロントサイドライト	1回路	500円	ホール
	サスペンションライト	1回路	500円	ホール
	シーリングライト	1回路	500円	ホール
	ポーターライト	1列	500円	ホール
	センタースポットライト	1台	1,000円	ホール
	スポットライト（フロアコンセント）	1回路	500円	ホール
	譜面灯	1台	100円	ホール
映写	ビデオプロジェクター	1式	1,500円	ホール・会議室
音響設備	拡声装置	1式	1,500円	ホール
	調整室操作卓	1式	1,500円	ホール
	ダイナミックマイク	1本	500円	ホール
	コンデンサマイク	1本	1,000円	ホール
	ワイヤレスマイク	1本	1,000円	ホール
	舞台袖簡易操作卓（ミキサーのみ）	1台	500円	ホール
	オーディオセット	1式	500円	ホール・会議室
	ビデオセット	1式	500円	ホール・会議室
楽器	ピアノ	1台	2,000円	ホール
その他	シャワー	1台	100円	楽屋
	持ち込み器具電源	1Kwあたり	100円	ホール等

※1 この表に定める使用料とは、申請書の使用時間及び超過時間に対し、4時間（4時間未満は4時間と見なす）を回数1回とし、当該使用料の額を乗じた額とします。この場合において、使用時間が4時間を超えるときは1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす）につき、当該使用料の回数1回の額に、2割5分を乗じた額を加算します。

※2 ピアノの使用料には、調律料は含まれていません。